

○御嵩町契約審査委員会要綱

平成16年12月28日

訓令甲第17号

改正 平成18年3月31日訓令甲第7号
平成19年3月30日訓令甲第11号
平成20年2月26日訓令甲第9号
平成21年3月31日訓令甲第19号
平成22年11月22日訓令甲第41号
平成26年3月31日訓令甲第17号
平成29年3月10日訓令甲第5号
平成31年3月27日訓令甲第15号
令和2年3月10日訓令甲第19号

(設置)

第1条 御嵩町が行う契約について、契約方法、契約手続等について審査を行うため、御嵩町契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平29訓令甲5・一部改正）

(審議事項)

第2条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）第7条第1項の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録する者の資格基準及び資格審査に関する事項
- (2) 指名競争入札参加者の選定方針に関する事項
- (3) 入札方法の選定に関する事項
- (4) 名簿に登録された者の処分に関する事項
- (5) 一般競争入札の実施及び条件付き一般競争入札における条件内容に関する事項
- (6) 設計金額が500万円以上の工事又は300万円以上の測量、建設コンサルタント業務、製造、物件の買入れ等の契約に係る指名競争入札参加者の選定及び当該契約を随意契約で施行する場合の適否に関する事項
- (7) 御嵩町低入札価格調査制度実施要領（平成15年訓令甲第22号）第6条に規定する審査
- (8) 入札結果の公表及び予定価格の事前公表に関する事項
- (9) 御嵩町建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年訓令甲第5号）第5条第3号の規定による入札参加資格の確認並びに同要領第6条の規定による特別簡易型総合評価落札方式を行うための評価項目、評価基準及び落札者決定基準の決定に関する事項
- (10) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成4年訓令甲第8号）第7条第1項に規定する資格停止又は資格停止の期間の変更若しくは解除に関する事項
- (11) 御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令甲第41号）第9条第1項ただし書に規定する排除措置対象法人等の随意契約からの

排除の除外に係る決定及び同要綱第11条第3項に規定する入札参加資格停止措置の解除又は同項ただし書に規定する継続に係る決定に関する事項

(12) 御嵩町プロポーザル方式執行基準（平成22年訓令乙第6号）第4条に規定する公募型においては公募型とすることの決定又は指名型においては指名型とすることの決定及び企画提案書の提出を求める者の指定に関する事項

(13) 前各号に掲げるもののほか、契約について町長から特に意見を求められた事項

（平20訓令甲9・平22訓令甲41・平29訓令甲5・平31訓令甲15・一部改正）

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、部長及び参事並びに総務防災課長、建設課長及び上下水道課長とする。

（平18訓令甲7・平19訓令甲11・平21訓令甲19・平26訓令甲17・一部改正）

（委員長）

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、部長のうちから、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（平21訓令甲19・平29訓令甲5・一部改正）

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて随時委員長が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、公開しない。

5 委員は、会議において審議した事項を他に漏らしてはならない。

（平29訓令甲5・一部改正）

（回議による委員会開催）

第6条 委員会は、第2条第1号に規定する資格審査に関する事項を審議するとき又は委員会の審議を要する事項で緊急を要するため会議を招集するいとまがないときは、半数以上の委員に回議のうえ、委員長の決定を受けることにより、前条の会議に代えることができる。

（令2訓令甲19・一部改正）

（意見の聴取）

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（平20訓令甲9・平29訓令甲5・一部改正）

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、入札を担当する課において処理する。

(平29訓令甲5・旧第9条繰上)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(平29訓令甲5・旧第10条繰上)

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年訓令甲第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年訓令甲第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令甲第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令甲第19号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令甲第41号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年11月22日から施行する。

附 則 (平成26年訓令甲第17号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令甲第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令甲第15号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日訓令甲第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。